

料金審議会 全体スケジュール

	平成27年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1回	7 / 24	・委嘱状交付 ・諮問 ・水道事業の概要と沿革								
第2回		上旬 5日か6日	・施設見学							
第3回		下旬 26日か27日	・おだわら水道ビジョンについて ・水道料金のしくみ							
第4回				上旬	・水道料金について審議					
第5回					中旬	・水道料金について審議				
第6回						中旬	・水道料金について審議			
第7回							下旬	・答申(案)の作成		
第8回							・答申	2月下旬～3月		

小田原市水道料金審議会の公開について

1 公開・非公開の決定

本市の審議会等の会議は原則公開で、あらかじめ公開の可否について決定しておかなければならない。

（関係法令「小田原市情報公開条例第24条」）

（関係法令「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条」）

2 会議の事前公表等

(1) 事前公表

審議会を開催する一週間前までに、行政情報センター及び市ホームページにその内容について掲載する。

（関係法令「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条」）

(2) 会議資料

傍聴者へ配布する。

（関係法令「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱第5条」）

(3) 会議録等の公開

会議の終了後、速やかに、会議開催状況報告書及び会議録を作成し、総務課へ提出する。会議録は、会議開催年度の翌年度の末日まで行政情報センターに据え置かれる。

（関係法令「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条」）

小田原市水道料金審議会傍聴要領

(平成21年8月27日)

小田原市水道料金審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市水道料金審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 審議会の傍聴を希望する者は、自己の氏名等を審議会傍聴受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危険をおよぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

第4条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 審議会会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 審議会会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 審議会会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 審議会会場において、審議会の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 審議会会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 審議会会場外に審議会資料を持ち出すこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審議会の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴する者は、審議会会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第6条 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、審議会の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の審議会中において、審議会が審議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、審議会の長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成21年8月27日から施行する。

平成 年 月 日

小田原市水道料金審議会傍聴人受付簿

住 所	
氏 名	

平成 年 月 日

小田原市水道料金審議会傍聴人受付簿

住 所	
氏 名	

水道事業の沿革と概要について

1. 沿革

本市の水道事業は、旧小田原町一円を給水区域とし、昭和11年3月に給水を開始しました。

高度経済成長期の発展や人口増加に追従すべく、5回の拡張認可を経て現在に至っています。直近の第五期拡張事業変更届出では、国立社会保障人口問題研究所の人口推計に基づき、計画給水人口を178,545人に設定しています。



事業認可の変遷

名称	許可(届出)年月日	計画目標年次	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)	主な事柄
創設	S 8. 3.18	S24	35,000	5,775	S11 給水開始
第一期拡張事業	S30. 4. 6	S35	50,000	10,000	第一水源地竣工、小峰配水池竣工 S23 小峰配水池増設、S29 久野配水池竣工
第二期拡張事業	S34. 2.10	S50	127,300	38,190	S30 第二水源地竣工 S35 第三水源地竣工、S37 中曽根補助水源竣工
第三期拡張事業	S41. 1.25	S60	295,500	147,750	S39 諏訪原配水池竣工 S44 高田浄水場稼働開始 S49 飯泉取水堰から取水開始
第四期拡張事業	H 1. 2. 3	H12	201,000	116,000	S51 中河原配水池竣工、S60 水之尾配水池竣工
第五期拡張事業	H14. 5.31	H22	194,020	84,120	S62 中河原配水池増設 H12 新久野配水池竣工 H16 根府川第二浄水場竣工 H17 根府川第一浄水場竣工
第五期拡張事業(変更届出)	H25. 3.11	H32	178,545	71,034	H18 第二水源地深井戸増設 H21 高田浄水場新一号沈でん池竣工 H27 薬品注入設備更新

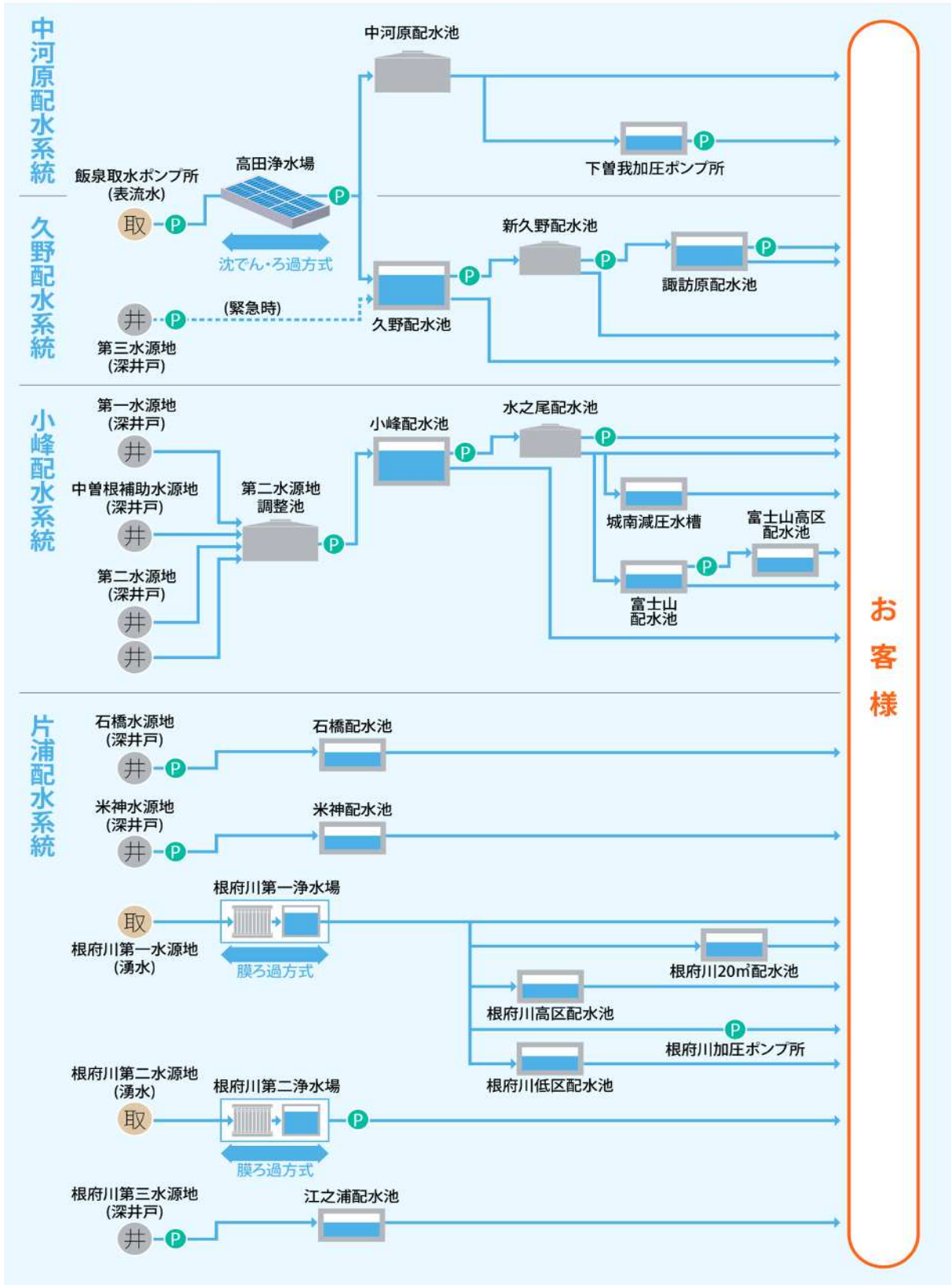
2. 給水区域及び配水系統

市内の給水区域は、中河原配水系統、久野配水系統、小峰配水系統及び片浦配水系統の4系統に大きく区分され、一部に神奈川県営水道が給水する区域があります。



水源から給水までの流れ

取：取水施設 井：井戸 P：ポンプ



3. 施設概要

本市の水道施設の概要は次のとおりです。

3.1 水源

本市水道事業の水源は下表のとおりです。

水源一覧

配水系統	名称	種別	建設年	取水量
				m ³ /日
中河原 久野	飯泉取水ポンプ所	表流水	S49	76,897
久野	第三水源地	深井戸	S36	2,000
小峰	第一水源地	深井戸	S11	3,000
	中曽根補助水源地	深井戸	S37	2,000
	第二水源地	深井戸	S30	3,000
		深井戸	H18	3,000
片浦	石橋水源地	深井戸	H 2	169
	米神水源地	深井戸	H 2	215
	根府川第一水源地	湧水	-	600
	根府川第二水源地	湧水	-	627
	根府川第三水源地	深井戸	H 4	551

3.2 浄水施設

本市水道事業が保有する浄水施設は下表のとおりです。

浄水施設一覧

配水系統	名称	水源	建設年	施設能力	浄水処理方式
				m ³ /日	
中河原 久野	高田浄水場	河川表流水	S44	80,000	凝集沈でん・急速ろ過
片浦	根府川第一浄水場	湧水	H17	600	膜ろ過
	根府川第二浄水場	湧水	H16	627	膜ろ過

3.3 配水施設

本市水道事業が保有する配水施設は下表のとおりです。

配水施設一覧

配水系統	名称	構造形式	建設年	容量
				m ³
中河原	中河原配水池	PC造	S51	20,000
	下曽我加圧ポンプ所	RC造	H 4	224
久野	久野配水池	RC造	S29	6,000
	新久野配水池	PC造	H12	1,500
	諏訪原配水池	RC造・SUS造	S29	900
小峰	小峰配水池	RC造	S11	5,600
	水之尾配水池	PC造	S61	1,000
	城南減圧水槽	RC造	H20	100
	富士山配水池	RC造	S42	50
	富士山高区配水池	FRP造	H 3	15
片浦	石橋配水池	RC造	H 3	220
	米神配水池	RC造	H 3	270
	根府川高区配水池	RC造	H 4	230
	根府川低区配水池	RC造	H 5	460
	根府川 20m ³ 配水池	RC造	-	20
	根府川加圧ポンプ所	-	H 9	-
	江之浦配水池	RC造	H 4	640

4 . 各配水系統の配水量及び給水状況

平成 26 年度実績では、全体の一日平均配水量は 59,818 m³、給水人口は 176,658 人です。

各配水系統の全配水量に占める割合は、小峰配水系統が約 11%、久野配水系統が約 22%、中河原配水系統が約 65%、片浦配水系統が約 2%です。

本市水道事業の普及率は 96.9%です。

各配水系統の配水量及び給水人口状況

	全体	小峰 配水系統	久野 配水系統	中河原 配水系統	片浦 配水系統
一日平均配水量(m ³)	59,818	6,908	12,998	38,668	1,244
給水人口(人)	176,658	約 17,500	約 36,000	約 122,000	約 1,500
全配水量に占める割合(%)	100	約 11	約 22	約 65	約 2

給水普及状況

給水区域人口	給水人口	普及率
182,385 人	176,658 人	96.9%

5 . 管路の布設状況

管路の目的別延長は、導水管、送水管、配水管を合わせた総延長は約 763.8km です。口径 75mm 以上の管路の耐震化率は約 28.8%です。

管路の布設状況

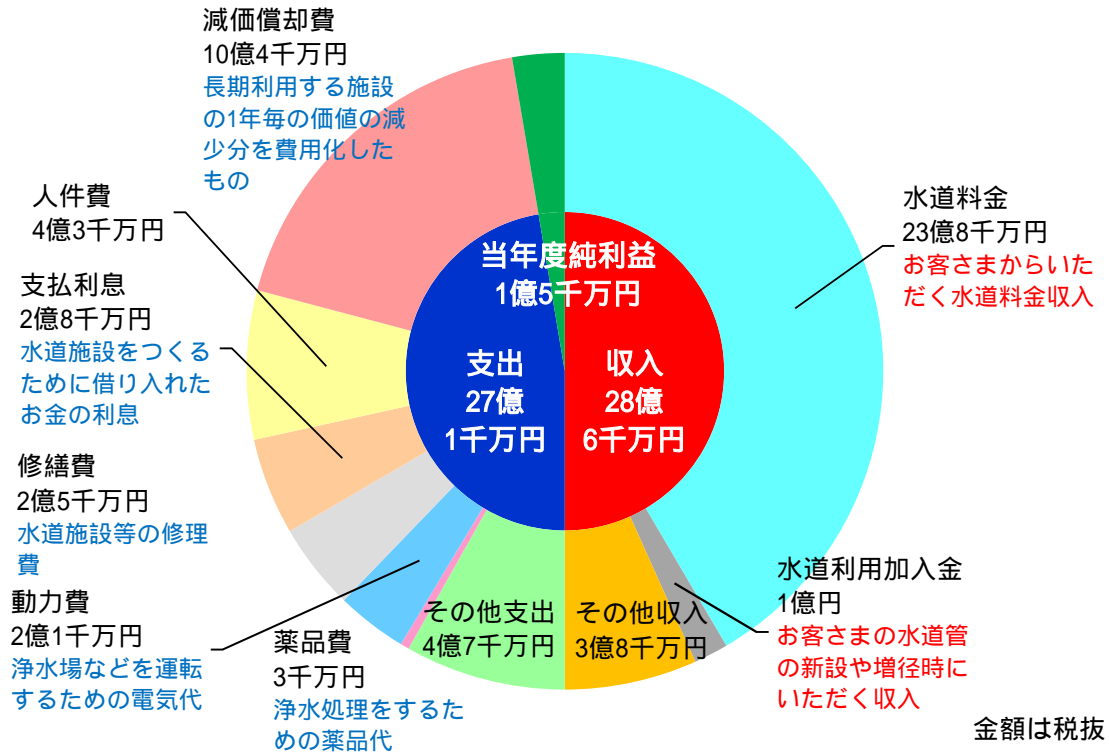
	合計	導水管	送水管	配水管
管路総延長	約 763.8 km	約 7.3km	約 30.1km	約 726.4km
耐震化率	口径 75mm 以上の管路を対象 約 28.8%			

6. 経営状況

6.1 平成26年度決算状況

地方公営企業として位置づけられている水道事業の経理は、地方公営企業法施行規則により収益的収支と資本的収支の2つに区分されています。

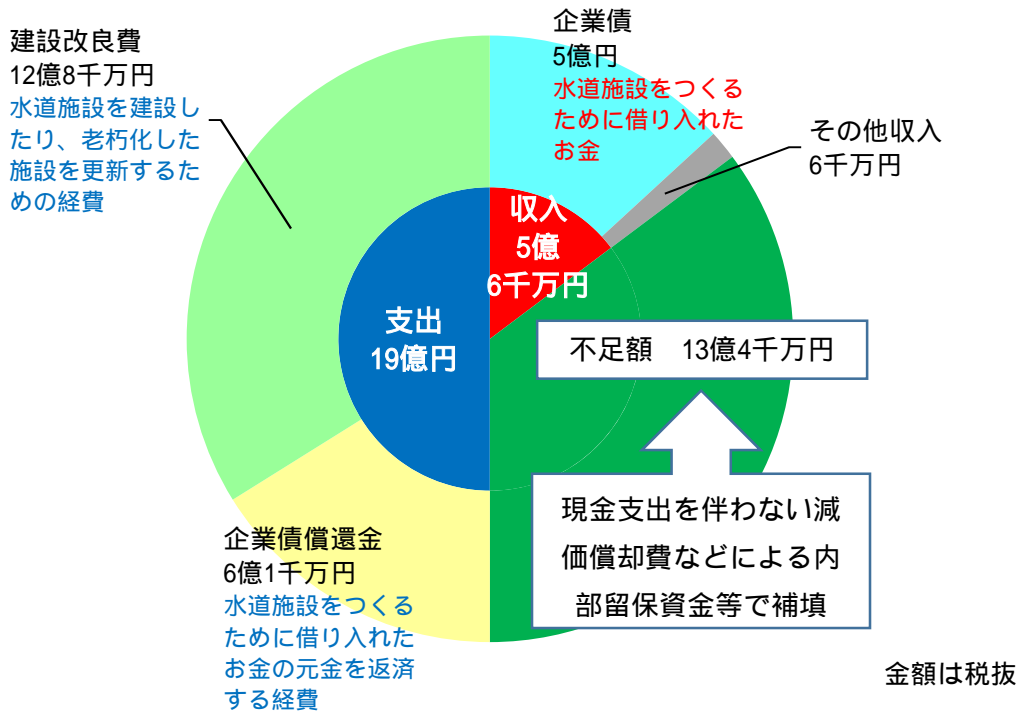
収益的収支 水道水をつくり、ご家庭にお届けするための経費と財源



収入のうち、約83%が水道料金収入となっており、水を作り届けるための様々な費用のほとんどは、お客さまからお支払いただく水道料金で支えられています。

資本的収支

水道施設をつくるために要する経費とその財源



建設改良費については、今後、施設の耐震化や老朽化施設の更新を順次進めていく必要があることから、経費が増大していくことが見込まれます。

資本的収支の不足額は13億4千万円になりますが、通常、資本的収支は財源不足になる仕組みとなっていますので、現金支出を伴わない減価償却費などによる内部留保資金等で補填します。

平成26年度は減価償却費などによる留保資金のほか、これまでの利益の積立である建設改良積立金を取り崩して補填しています。

平成7年度との比較

最後に料金改定を実施した平成7年度以降、水道料金収入は減収傾向にありますが、委託化などの経営の合理化に努め、人件費などの経常費用を削減することにより、黒字を確保しています。

しかしながら、このまま料金収入の減少が続けば、施設、管路の適切な維持・管理や、耐震化などの必要な事業ができなくなる恐れがあります。水道事業は、生活に不可欠で代替の効かないライフラインであり、計画的な施設更新・耐震化による安定供給が不可欠です。そういった観点から、料金水準を見直す必要があります。

決算比較表（税抜）

	平成26年度	平成7年度	差引
料金収入	2,376,634,055	3,423,768,235	1,047,134,180
人件費	432,071,770	718,656,961	286,585,191
修繕費	251,712,292	1,003,959,144	752,246,852
純利益・純損失	151,717,256	668,104,215	516,386,959
建設改良費	1,284,714,193	1,765,784,973	481,070,780
企業債残高	10,652,890,971	11,535,653,838	882,762,867

6.2 水道料金収入の推移

水道料金収入は減収傾向にありますが、これは、長引く経済の低迷から、企業がコスト削減に努めたことによるほか、一般家庭における洗濯機やトイレなどの節水型機器の普及や節水意識の向上等により使用水量が減少したことによるものです。

水道料金収入の推移

年度	水道料金収入	年度	水道料金収入
平成7年度	3,423,768,235	平成17年度	2,958,127,887
平成8年度	3,311,192,805	平成18年度	2,838,967,225
平成9年度	3,265,413,045	平成19年度	2,790,304,300
平成10年度	3,188,987,000	平成20年度	2,626,109,343
平成11年度	3,151,023,010	平成21年度	2,560,601,751
平成12年度	3,164,308,660	平成22年度	2,551,848,290
平成13年度	3,088,515,535	平成23年度	2,479,459,765
平成14年度	3,011,081,230	平成24年度	2,453,603,640
平成15年度	2,939,976,875	平成25年度	2,417,372,255
平成16年度	2,919,688,531	平成26年度	2,376,634,055

6.3 企業債残高の推移

企業債残高は年々減少しており、平成 17 年度には 127 億円あった残高が、平成 26 年度には 106 億円と、21 億円の減となっています。これは、平成 19 年度、22 年度、23 年度に、公的資金補償金免除繰上償還の制度を活用して、企業債の繰上償還を図ったことと、企業債の新規借入額を償還金の範囲内に抑えることで企業債残高の抑制に努めてきたことによるものです。

企業債残高の推移

年度	企業債残高	年度	企業債残高
平成 17 年度	12,711,603,339	平成 22 年度	10,963,745,744
平成 18 年度	12,408,656,797	平成 23 年度	10,863,329,805
平成 19 年度	11,908,707,273	平成 24 年度	10,834,625,383
平成 20 年度	11,901,304,720	平成 25 年度	10,763,460,223
平成 21 年度	11,720,945,759	平成 26 年度	10,652,890,971

6.4 資金残高の推移

過去 10 カ年の推移では、20 億円前後の資金を確保しています。平成 22 年度に資金残高が減少しているのは、企業債の繰上償還を実施するために減債積立金を取り崩したことによるものです。また、平成 26 年度については、高田浄水場薬品注入施設の築造に伴い資金需要が増大し、建設改良積立金を取り崩したことにより、資金が減少したものです。

収益的収支では、黒字を確保しているものの、利益は資本的収支の不足額の補填財源として使用されるため、建設改良工事が増加すると、資金残高は減少することになります。今後、水道料金収入が減少する一方で、施設の更新や水道管の耐震化のための支出が避けられないことから、事業の実施に必要な資金を確保するためには、水道料金の見直しが必要となっています。

資金残高の推移

年度	資金残高	年度	資金残高
平成 17 年度	2,129,816,924	平成 22 年度	1,605,398,810
平成 18 年度	2,185,259,065	平成 23 年度	1,821,841,300
平成 19 年度	2,032,138,814	平成 24 年度	2,208,958,809
平成 20 年度	2,005,604,057	平成 25 年度	2,106,606,385
平成 21 年度	2,138,498,049	平成 26 年度	1,673,148,572

答 申 書

平成22年3月
小田原市水道料金審議会

小田原市水道料金審議会では、市長からの諮問を受け、平成21年8月から計8回にわたり、審議会を開催いたしました。その中で、基幹水道施設である高田浄水場、中河原配水池、小峰配水池、飯泉取水ポンプ所を視察し、老朽管の更新、及び施設の耐震化などの必要性を十分に認識した上で、水道事業の現状、事業計画、財政状況と今後の見通し、料金のしくみ、改定率などについて慎重に調査、審議を行いました。その上で、水道事業が市民生活はもちろん、経済活動に与える影響等を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

(1) 料金改定について

水需要の動向や、施設の状況、水道事業の経営状況から判断すると、水道料金の値上げは止むを得ない。

(2) 料金改定率について

料金算定期間を平成23年から平成27年までの5年間とし、平均18%の引き上げとすることが妥当である。

(3) 料金改定の時期について

現在の経営状況から判断すると、平成23年とすることが適切であるが、今後の水道料金収入の動向や、決算の状況、及び家計や企業を取り巻く経済状況を十分に見極め、改定時期については適切な判断をすること。

(4) 料金体系について

家庭用と事業用の料金格差を縮め、超過料金の逡増度を緩やかにし、料金総収入に占める基本料金収入の割合を上げることが望ましい。ただし、家庭用水の急激な負担増を回避するため、段階的に対応すること。

なお、別紙のとおり「水道料金表(案)」を添付する。

[答申に至った経緯]

1. 水道事業の現状

水道事業は、市民が生活をする上で、欠かすことのできないものであるとともに、都市活動、経済活動を支える最も重要なライフラインであり、常に安心でおいしい水を、安定的に供給していくという責務がある。

平成17年4月に発生した、小峰送水管の破損による断水事故は、5日間に渡って約7,000世帯が断水し、多くの市民が不便な生活を送ることになり、あらためて水道の重要性を認識することとなった。

水道局では、このような事故を未然に防ぐため、昭和11年の給水開始時から使用している老朽化した水道管について、創設期配水管耐震化事業として平成17年から計画的に更新しているが、それ以外にも更新しなければならない多くの老朽管が残存している。また、築50年以上が経過し老朽化した配水池や、緊急時の水量確保として容量が不足する配水池、耐震診断の結果、改修が必要とされた配水池などもあり、その対応も早急に実施する必要があるため「おだわら水道ビジョン」に基づき、計画的に事業を進めている。

しかし、これらの事業には、直接的に収入増加に結びつかないものでありながら、多額の費用が必要となるが、水道事業は独立採算制で経営されているため、全ての事業費を水道料金や加入金で賄わなければならない。

一方、水需要については、単身世帯の増加、核家族化、少子化などのライフスタイルの変化や、環境問題への意識の高まりを背景とした節水意識の向上や節水型機器の普及により、家庭用水の需要が減少している。そのため、基本水量内の使用者が年々増加しているが、家庭用水の基本料金は、実際のコストより大きく軽減されているため、料金の減収を大きくする要因となっている。また、長引く経済の低迷から、企業がコストの削減に努めたことにより、大口需要者の水道から井戸水への転換が相次ぎ、事業用の水需要は大幅に減少している。

このような中で、小田原市水道事業が採用している料金体系は、家庭用水の負担を軽減するために、家庭用水の軽減分を大口需要者が負担する「用途別、逡増型料金体系」を採用しているため、大口需要者の使用水量が減少すると、料金収入の減少率は、使用水量の減少率よりも大きくなることになる。

そのため、1^m当たり単価の高い料金区分の使用水量が減少し、1^m当たり単価の低い料金区分の使用水量が増加したことにより、結果として供給単価（1^m当たりの平均販売価格）が給水原価（1^m当たりの製造原価）を下回る「原価割れ」の状態となっている。

水道事業では、経営の効率化等を図りながら、平成7年の料金改定以来15年間水道料金を据え置いて事業を行ってきたが、今後の事業計画と収入の状況を考慮すると、健全経営が困難な状況となることが見込まれる。持続可能な水道事業を実現するためには、更新事業を計画どおり実現するための財源の確保と、経営基盤を強化し安定した収入による健全経営が必要となる。

2. 水道料金改定の妥当性について

老朽化した配水管の更新や、施設の耐震化事業の費用を「水道料金の値上げ」で確保しようとするのは、昨今の経済事情や、水道事業が独占事業であることを考えると、安易に認めることはできない。そこで、審議会では小田原市水道事業の経営努力と、健全経営が行われているかを慎重に審議し、次のことを確認した。

- ・ 水道事業の経費については、業務を民間委託して効率化を図り、また人件費の削減を進めるなど、コストの削減に努めている。職員数は、ピーク時の昭和60年度は105名であったが、平成21年度には61名まで減らしている。
- ・ 水道料金収入については、滞納整理を強化し、水道料金の未収金の回収に努めた結果、平成20年度分については、未収金残高は約370万円、収納率は99.87%と高い水準になっている。
- ・ 水道料金の減収の要因が、市民のライフスタイルの変化や節水型社会への転換など、社会構造の変化によるものであるため、現時点では水道事業として特段の対策を取ることが困難である。
- ・ 事業にかかる費用を確保するためには、水道料金を改定して値上げするか、企業債借入額を増やすことになるが、今後の水道料金収入の増加が見込めないため、後年度の負担を考えると、企業債借入額を増やすことは適当ではない。

以上のことより総合的に判断すると、料金改定をし、水道料金を値上げすることは、市民生活へ与える影響を考慮しても止むを得ないと判断する。

3. 改定率について

小田原市水道料金審議会では、審議の結果、財政収支についての以下の3点を、改定率を決定する算定根拠とした。

- ・ 収益的収支で単年度決算が赤字にならないこと。
- ・ 内部留保資金は、不慮の事故や災害等が発生した場合に生じる費用約3億円と、事業収入の有無にかかわらず支出しなければならない企業債の支払利息約4億円、元金償還金約6億3千万円など、約15億円程度を留保すること。
- ・ 今後は、施設の拡張から維持・管理の時代に移行していくので、事業費の企業債への依存度を減らしていくために、企業債借入額は元金償還金以内の借入れとする。事業計画により年度ごとの借入額は増減するが、料金算定期間中年平均で6億円以内とする。

また、水道料金改定の算定期間については、昨今の激変する経済情勢を鑑みると、将

来の財政見直しには不透明感が大きいと見られるため、算定期間を10年間とせず5年間とする。改定時期については、老朽管の更新や老朽施設の耐震化事業などが急務であるため、早急に改定を行うことが望ましい。

以上のことから、現在の財務状況や、将来の財政推計を基に審議した結果、水道料金の改定は平成23年とし、算定期間は平成23年から平成27年までの5年間、改定率は概ね18%程度の値上げが適当であるとの結論に至った。しかしながら、水道料金の値上げは市民生活に大きな影響を与えるため、平成21年度以降の決算状況や、社会経済状況をしっかりと見極め、改定率については慎重かつ柔軟に判断すること。

4. 水道料金体系について

水道料金体系は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。

小田原市が採用している水道料金体系は、使用水量が増えると1m³当たりの単価が高くなる逡増制となっており、大口需要者が高い水道料金を負担することで、小口需要者である一般家庭の水道料金を低廉化する役割を担ってきた。

しかし近年、大口需要者が水道水から井戸水へ切替えているため、1m³当たり単価の高い区分の使用水量が減少する一方、家庭用ではライフスタイルの変化などにより、1m³当たり単価の低い区分の使用水量が増加している。この結果、水道料金収入のバランスが崩れ、これまで大口需要者が高い水道料金を負担することで、一般家庭の水道料金を低廉化してきた水道料金体系の仕組みが成り立たなくなっている。

本来、水道の料金体系は受益者負担の原則から、使用者に公平な費用の負担を求める料金体系でなければならず、用途や使用水量によって、料金に格差を設けることは望ましくない。

そこで、使用水量が多くなるほど1m³当たりの単価が高くなる逡増制を緩和することで、負担の公平化につながることになり、社会環境や経済動向による使用水量の変動で、料金収入に影響を受けにくい安定した収入が確保できることになる。

また、経常的に発生する施設維持管理費などの固定費については、使用水量の多少に関わらず発生する費用であるため、基本料金として使用者に公平に負担してもらうことが望ましい。現在は、固定費を基本料金で回収している割合は低く、使用水量の少ない使用者の負担は少なくなっているが、負担の公平性を考慮すると、将来的には固定費を基本料金で回収することが望ましく、料金収入に占める基本料金の割合を高くすることは、安定した収入を確保することにもつながる。

しかしながら、基本料金については、水道事業費用に占める固定費の割合が非常に高いため、固定費を基本料金で賄う料金体系へは緩やかに移行していく配慮が求められる。

以上のことから、料金体系の見直しに当たっては、将来の口径別料金体系の導入も視野に入れながら、当面は水道料金収入に占める基本料金の割合を段階的に増やし、水道料金の逡増度を緩和し、家庭用と事業用の料金格差を縮める料金体系へ移行していくべきである。

[要望事項]

1. 老朽管の更新、施設の耐震化について

断水は、市民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、老朽管の更新事業や施設の耐震化事業についてはなるべく早急に行うこと。

2. 料金改定の市民周知について

水道料金の値上げは、市民生活や企業活動に大きな影響を与えることから、水道料金の仕組みや財政状況、事業計画などの広報活動を積極的に行い、水道料金の値上げについて市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

3. 水道事業運営について

コスト削減や、経営の効率化などは今後も継続して行い、健全経営にまい進していただきたい。水道ビジョンや事業計画などを定期的に見直し、社会経済情勢等を慎重に見極めながら運営していくこと。また、単に営業収支の実績が黒字か赤字かで評価することではなく、常に市民の利益となるように事業運営に当たること。

4. 料金体系について

今後は、さらなる負担の公平性などから、口径別料金体系についてもその有効性について調査していくとともに、収入の安定化が図られる料金体系を研究していくこと。

5. 井戸水の使用について

近年、大口需要者の中で、水道水から井戸水に切り替える事業者が全国的に増えている。今後、このまま地下水の利用が増大すると、水質の悪化や水源の枯渇などにより、水道事業に影響を与えることが懸念される。そのため、井戸水使用の増加については、今後の動向を注視していくこと。

水道料金表(案)

2か月当たり(税抜)

区 分		水 量	単価(円)
用途	段 階		
家庭用	基本料金	20立方メートルまでの分	1,810円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	100円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	120円
		40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分	150円
		60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	180円
		100立方メートルを超える分	190円
事業用	基本料金	20立方メートルまでの分	1,905円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	135円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	145円
		40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分	160円
		60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	195円
		100立方メートルを超え 600立方メートルまでの分	230円
		600立方メートルを超え 2,000立方メートルまでの分	250円
		2,000立方メートルを超える分	260円
浴場用	基本料金	200立方メートルまでの分	4,600円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	200立方メートルを超える分	40円
臨時用	基本料金	20立方メートルまでの分	10,400円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超える分	430円
共用栓	基本料金	20立方メートルまでの分	1,810円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	20立方メートルを超える分	100円